

中国・深圳市貿易工業局との業務協力協定調印について

株式会社みずほコーポレート銀行(頭取:齋藤 宏)は2月2日、中華人民共和国広東省深圳市貿易工業局との間で業務協力協定に調印致しました。深圳市貿易工業局が日系銀行を含む外資系銀行と業務協力協定を締結するのは今回が初めてとなります。

記

1. 業務協力協定の骨子

本協定は広東省深圳市および香港特別行政区を中心に、以下のような投資促進活動に際し双方が協力関係を構築しようとするものです。

- ① 当行香港・深圳拠点における新規進出日系企業および既進出日系企業を対象とした相談窓口の設置と、同窓口に対する深圳市貿易工業局による投資環境情報等の提供で協力
- ② 深圳市の中国企業の日本進出に際し当行は日本の投資環境情報提供に協力
- ③ 投資促進セミナー等の開催を相互支援

2. 業務協力協定の狙い

深圳市は今や、成長著しい中国における華南市場の中心的都市へと大きく発展しています。また同市は産業構造の転換に力を入れており、外資系企業を含めた産業の高度化を進め、サービス・金融業の高度に発達した先進都市への発展に向け取り組んでおります。

一方、日系企業の間では、中国のWTO加盟に伴い商業分野での規制緩和が実現したことにより、中国市場をターゲットとしたビジネス拡大を目指し、販売会社やサービス会社の設立が急がれています。また、同地域に進出する輸出加工をはじめとしたメーカーは、投資環境の変化に対処するためのスキーム改善等を重要課題に、対応を急いでおります。

深圳市貿易工業局は、省と同等の認可権限を商務部より認められた、同市の外資企業進出に関する許認可機関であり、上記対応を進めていく上でキーとなる部門であります。当行は日系企業のお客さまによる同地域でのビジネスをサポートし、これまでも深圳市政府との交流や協力関係構築を進めてきました。今回の業務協力協定は当行のコンサルティング機能をさらに強化し、日系企業のお客さまの現地への新規進出はもちろん、事業再編など幅広いニーズへの対応をより一層充実させることを目的として締結されるもので、実務に踏み込んだ戦略的提携となります。

当行は本協定のもと、中国企業の日本進出支援などを通して同市の発展に協力するとともに、香港・深圳地域における新たなビジネスの展開・拡充を目指す日系企業のお客さまに対し、更にレベルの高いサービス提供を目指して参ります。

以上